

第百三十二号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同条第五号イ中「及びまくら」を「及び枕」に、「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ロ中「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ハ中「まくら」を「枕」に改め、同条第七号ニ中「温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ニ(1)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号ホ(4)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第七条第四号ニに次のように加える。

(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

附 則

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条第四号ニに次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和三年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の旅館業

法施行条例第七条第四号ニ(7)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(提案理由)

旅館業の施設の衛生に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。